

共同住宅特例基準改正さる

昨年12月5日、共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の特例について、消防庁予防救急課長から関係機関に通知された。

今回の通知では、共同住宅等に係る新しい特例基準が定められたとともに、昭和50年5月1日付け消防安第49号通知及び昭和50年12月13日付け消防安第190号通知についても一部改正が行われた。

なお、今回の改正の概要は、次のとおりである。

1 共同住宅特例基準と改正の趣旨

(1) 共同住宅特例基準について

消防法第17条に基づき、一定以上の規模を有する共同住宅には消防用設備の設置が義務付けられているが、その構造、設備等によっては、延焼防止、避難等が極めて有効に行われ得るものがあるため、消防庁では、従来から、延焼防止対策、煙対策及び避難対策に係る一定の構造、設備等の基準に適合するものについては、消防法施行令第32条を適用し、一定の消防用設備等の設置を緩和しても差し支えないこととしてきた。

この基準を、通常、「共同住宅特例基準」と呼んでいる。

住宅都市整備公団の共同住宅をはじめ多くの共同住宅は、この特例基準に従って消防用設備等の設置を緩和してきている。

(2) 改正の趣旨

現行の共同住宅特例基準は、昭和50年に策定されたものであり、当時の共同住宅の構造、設備等を前提としているため最近の共同住宅の住戸の大規模化、設計の多様化等に必ずしも対応したものとなっていなかったことから、共同住宅の設計に大きな制約となっていた。

このため、消防庁では、住宅都市整備公団等の協力を得て、今後の共同住宅の設計動向等も踏まえ、共同住宅の防火安全性について検討し、新たな特例基準の策定を行うこととした。

2 旧特例基準の主な問題点

- (1) 住戸と廊下、階段等との間の壁に設けられる開口部の面積が、1ヶ所2㎡以下、1住戸当たり4㎡以下に制限されているため、特に片廊下型の共同住宅の場合は、建築基準法の採光規定との関係で廊下側に面積の大きい居室がとれない。このため、1

住戸当たりの面積が大規模化してくると、住戸の設計に大きな制約となる。

- (2) 主たる出入口のドアに常時閉鎖式の甲種防火戸を設置することを要求しているため、各住戸の玄関回りのデザインが画一化されたものになる。
- (3) 光庭に面する開口部の面積の合計を1㎡以下に制限するとともに、はめ殺しのものに限定しているため、光庭を通じて換気を行う設計ができず、採光についても十分でない。

注) 光庭：採光のために設けられた、屋根のない吹き抜け状の空間のこと。小規模な中庭。共同住宅の1住戸当たりの面積が大規模化しても、経済上の制約から1戸当たりの開口を大きく取りにくいために考え出された設計手法で、最近の多くの大規模な共同住宅に取り入れられている。

3 改正概要

- (1) 延焼防止性能が高く、2方向に避難路が確保され、かつ、その避難路の開放性が高く煙が充満しにくい構造を有する共同住宅

で、そのすべてに住戸用自火報が設置したものについては、プライバシーの確保、防犯等、住宅設計上の常識から見て、実際に設計される開口部の面積には自ずと限界が有ることも考慮し、開口部の面積制限及び主たる出入口の防火戸の制限について緩和することとした。

注) 住戸用自火報：各住戸ごとに設けられた受信機（住宅情報盤）と火災の感知器等から構成される自動火災報知設備のこと。いわゆる「ホームセキュリティ」の一種。

- (2) 住戸用自火報についての設置基準を明確に示した。
- (3) 光庭に面する開口部の面積を1住戸当たり2㎡以下まで緩和するとともに、光庭に面する開口部間の距離が十分（垂直方向1.5m以上、水平方向2.4m以上）であり、かつ、外気に対する開放性を有する等、延焼防止対策、煙対策に係る一定の条件を満たす場合には、当該開口部に設ける窓をはめ殺しとしないことができることとした。

共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について（通知）

〔昭和61年12月5日 消防予第170号
各都道府県消防主管部長あて 消防庁予防救急課長〕

標記については、「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」（昭和50年5月1日付け消防安第49号、以下「49号通知」という。）及び「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の細則について」（昭和50年12月13日付け消防安第190号、以下「190号通知」という。）により運用を願っているところである。

一方、共同住宅等は、近年、住環境向上等のため、

住戸の大規模化、構造・形態の多様化、ホームセキュリティの開発・普及等49号通知当時の想定と実態を異にしてきているところである。

消防庁では、これらの状況に対応した共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について検討してきたところであるが、このたび、別添のとおり、共同住宅等に係る新しい特例基準を定めるとともに、49号通知及び190号通知についても一部改正を行ったので、その運用に遺憾のないように特段の配慮をされるとともに、貴管下市町村にもこの旨示達の上、よろしく指導されるようお願いする。

別 添

第 1 適用範囲

この基準は、消防法施行令（以下「令」という。）別表第 1 (5)項ロに掲げる防火対象物及び令第 8 条の規定により同項ロに掲げる防火対象物とみなされるもの（以下「共同住宅等」という。）に適用する。

第 2 用語の意義等

- 1 住戸等とは、住戸、共用室、倉庫、機械室、電気室その他これに類する室をいう。
- 2 共用室とは、居住者の集会、遊戯等の用に供する室をいう。
- 3 共用部分とは、廊下、階段、エントランスホール、エレベーターホール、駐車場等の住戸等以外の部分で居住者が共用する部分をいう。
- 4 階段室等とは、避難階若しくは地上に通ずる直通階段又はその階段室をいう。
- 5 二方向避難とは、地上又は避難階に通ずる安全な避難のための経路を 2 以上確保することにより、出火場所がどこであっても、少なくとも 1 の経路は安全に利用できることをいう。
- 6 階段室型共同住宅等とは、住戸の主たる出入口が階段室等に面する共同住宅等をいい、個々の階段室等を連結する廊下を有するものを含む。
- 7 廊下型共同住宅等とは、階段室型共同住宅等以外の共同住宅等をいう。
- 8 メゾネット型住戸等とは、共同住宅等の 1 の住戸等でその階数が 2 以上にわたるものをいう。
- 9 光庭とは、採光のために設ける屋根のない吹き抜け状の空間をいう。
- 10 住戸用自動火災報知設備（以下「住戸用自火報」という。）とは、感知器、受信機及び戸外表示器に必要な応じて補助音響装置又は中継器を加えた構成で 1 の住戸ごとに設置される自動火災報知設備をいう。
- 11 戸外表示器とは、各住戸の外部に設けられ、当該住戸内の感知器又は受信機の作動と連動して作動する火災表示灯等を有する装置をいう。
- 12 補助音響装置とは、住戸用自火報の受信機及び戸外表示器では当該住戸内の全域に有効に火災である旨を報知できない場合に補助的に用いる音響装置をいう。
- 13 階数の算定方法は、190号通知別添第 2 による。

第 3 消防用設備等の特例

次の 1 に定める適用条件を満たしている共同住宅等

については、令第 32 条の規定を適用し、消防用設備等の設置について 2 に定める特例を認めて差し支えないものであること。

1 適用条件

(1) 構造等

- ① 主要構造部が耐火構造であること。
- ② 共用部分の壁及び天井の仕上げが不燃材料であること。

(2) 二方向避難

すべての住戸及び共用室が二方向避難可能なものであること。この場合の具体的判断は、次によること。

- ① 二方向避難が可能かどうかは、190号通知別添第 1、1 によること。

- ② 避難経路となるバルコニー等が、隣接住戸等間で仕切板等によって仕切られている場合、当該仕切板等は、避難の際、容易に開放、除去又は破壊できる等避難上支障のない構造のものであり、かつ、見やすい箇所に次の事項が明示されているものであること。

ア 避難経路である旨

イ 避難の際の使用方法

ウ 仕切板等の付近に避難に支障となる物品を置くことを禁ずる旨

- ③ メゾネット型の住戸及び共用室にあっては、主たる出入口を経由する経路以外の避難経路を各階ごとに 1 以上確保したものであること。

(3) 開放性

すべての住戸及び共用室の主たる出入口が、直接外気に開放（多雪寒冷地においては、随時開放することができる不燃性の建具が設けられている場合を含む。）されている廊下又は階段室等に面していること。この場合の廊下及び階段室等の開放性の判断は、190号通知別添第 1、2 ((2)ウ及びエを除く。) によること。

(4) 防火区画

- ① 住戸等と他の住戸等とが開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。
- ② 住戸等と共用部分とが耐火構造の壁で区画されていること。
- ③ 住戸等と共用部分との間の壁に設けられている出入口、窓等の開口部（換気口その他これに類するものを除く。④及び⑤②において

同じ。)には、甲種防火戸又は乙種防火戸(主たる出入口に設けられるものにあつては、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのものに限る。)が設けられていること。

- ④ 住戸等の外壁の開口部とその相接する住戸等の外壁の開口部との間は、幅0.9m以上の耐火構造の壁又は外壁から0.5m以上突出した耐火構造のひさし、バルコニー、そで壁その他これらに類するもので防火上有効にさえぎられていること。

(5) 光庭

対面する壁間距離のいずれかが①に示す距離以内である光庭を有する共同住宅等にあつては、当該光庭に面する開口部等は、②に適合するものであること。

- ①ア 光庭部分の高さが15m未満のもの 5m
イ 光庭部分の高さが15m以上36m未満のもの 当該部分の高さの1/3の距離
ウ 光庭部分の高さが36m以上のもの 12m

- ②ア 開口部には、はめ殺しの甲種防火戸又は乙種防火戸が設けられていること。ただし、住戸にあつては、次の(イ)に定める光庭に面する開口部に設ける防火戸又は次の(イ)に定める光庭に面する開口部で当該共同住宅等の4階以下の部分に存するものに設ける防火戸は、はめ殺しのものであることを要しない。

(イ) 屋内避難階段等の部分を定める告示(昭和48年6月1日消防庁告示第10号)に適合する階段室に面する光庭

(イ) (イ)以外の光庭で下端に常時外気が流通する開口部で有効断面積が1㎡以上のものが設けられているもの

イ 異なる住戸等の開口部間の水平距離は、同一壁面上にあるものにあつては0.9m以上、異なる壁面上にあるものにあつては2.4m(はめ殺しの甲種防火戸又は乙種防火戸が設けられている開口部相互間にあつては2m)以上であること。

ウ 異なる住戸等の開口部間の垂直距離は、1.5m(はめ殺しの甲種防火戸又は乙種防火戸が設けられている開口部相互間にあつては0.9m)以上であること。

エ 1の開口部の面積は1㎡以下であり、1

の住戸等の同一階の開口部の面積の合計は2㎡以下であること。

オ 開口部の室外部分に設けられる遮閉スクリーンを不燃材料にする等光庭に面する付帯設備等は不燃材料でつくられていること。

(6) 住戸用自火報

住戸用自火報が次に定めるところにより、すべての住戸に設置されていること。

なお、感知器等の設置に当たっては、非火災報対策に十分留意したものであること。

- ① 感知器は、次に定めるところによること。

ア 厨房、居室及び住戸内階段の上部に火災を有効に感知するように設けられていること。

イ 感知器は、差動式スポット型若しくは補償式スポット型の感知器のうち2種のもの、定温式スポット型感知器のうち特種のもの(公称作動温度が60~65℃のもの)、煙感知器のうち2種若しくは3種のもの又はこれらの種別を有するものであること。

- ② 受信機、補助音響装置又は戸外表示器により火災である旨を当該住戸内の全域に有効に報知できるように設けられていること。

- ③ 戸外表示器は、次に定めるところによること。

ア 火災表示灯及び音響装置を有すること。

ただし、住戸内の感知器からの火災信号を住棟受信機(当該共同住宅等全体を監視する受信機をいう。以下同じ。)に送信できるようにし、かつ、当該受信機の警戒区域を2(4)②イ(10階以下の部分も同様とする。)の規定に準じて措置したものにあっては、音響装置を有することを要しない。

イ 音響装置の音圧は、取り付けられた音響装置の中心から1m離れた位置で70dB以上であること。

ウ 次に適合する場所に設けられていること。

(イ) 各住戸の主たる出入口の外部で、火災表示灯が共用部分から容易に識別できる場所

(イ) 点検に便利な場所

(イ) 防水措置がなされているものを除き、

雨水のかかるおそれのない場所

- ④ 住戸用自火報の通電状況及び配線の導通状況を、住戸の外部（住棟受信機を含む。）から容易に確認することができる措置を講じたものであること。
- ⑤ 受信機から電源（住戸用自火報が10分間以上作動することができる容量の予備電源を有する場合を除く。）、戸外表示器及び補助音響装置までの配線は、消防法施行規則（以下「規則」という。）第12条第5号の規定に準じて設けられていること。
- ⑥ 電源は、住戸ごとに交流低圧屋内幹線から専用の分岐開閉器を介してとられていること。
ただし、住戸用自火報が10分間以上作動することができる容量の予備電源を有する場合又は住棟受信機から電力を供給する場合は、この限りでない。
- ⑦ その他規則第23条第4項並びに規則第24条第1号、第2号イからハまで及びホ、第6号、第7号並びに第8号の規定に準じて設けられていること。

2 特例の内容

(1) 消火器具

- ① 令第10条第1項の規定にかかわらず、10階以下の部分については、消火器具を設置しないことができるものとする。
- ② 消火器具を各住戸ごとに設置する場合は、規則第6条第6項の規定は、適用しないものとする。

(2) 屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報器具又は非常警報設備、避難器具並びに誘導灯及び誘導標識

令第11条第1項、令第19条第1項及び第2項、令第20条第1項及び第2項、令第23条第1項、令第24条第1項、第2項及び第3項、令第25条第1項並びに令第26条第1項の規定にかかわらず、屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報器具及び非常警報設備、避難器具並びに誘導灯（採光上有効に直接外気に開放された廊下、階段その他の通路に設置するものに限る。）及び誘導標識を設置しないことが

できるものとする。

(3) スプリンクラー設備

令第12条第1項の規定にかかわらず、次に定めるところにはスプリンクラー設備を設置しないことができるものとする。

① 住戸で、次に適合するもの。

ア 壁等（壁及び天井（天井がない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）をいう。②において同じ。）の仕上げを不燃材料又は準不燃材料としたものであること。

イ 床面積が200㎡以下であること。

② 共用室で、次に適合するもの。

ア 壁等の仕上げを不燃材料又は準不燃材料としたものであること。

イ 共用室とその他の部分を区画する壁に設けられる開口部は、規則第13条第1項第1号ロの規定に適合するものであること。

ウ イの開口部は、規則第13条第1項第1号ハの規定に適合する防火戸が設けられたものであること。

エ 床面積が200㎡以下であること。

(4) 自動火災報知設備

① 10階以下の階

令第21条第1項の規定に基づく自動火災報知設備を設置しないことができるものとする。

② 11階以上の階

住戸以外の部分（警戒区域及び地区音響装置に係る規定の適用については、住戸部分を含む。）には、令第21条第1項の規定に基づく自動火災報知設備を設けること。この場合において、住戸用自火報からの火災信号を住棟受信機において受信できるようにするほか、住棟受信機の設置方法等については、次に定めるところによることができる。

ア 同一敷地内に2棟以上の共同住宅等がある場合は、火災対応が十分できる範囲内ごとに1の住棟受信機を設けることで足りるものであること。

イ 警戒区域の階、面積及び一辺の長さは、令第21条第2項第1号及び第2号の規定にかかわらず、次によることができること。

- (ア) メゾネット型住戸等の階数は1とみなすことができること。
 - (イ) 警戒区域の面積は、1,500㎡以下とすることができること。
 - (ウ) 階段室型共同住宅等にあつては、1の階段室等に主たる出入口が面している住戸等及び当該階段室等を単位として、5階以下ごとを1の警戒区域とすることができること。
 - (エ) 廊下型共同住宅等にあつては、警戒区域の一辺の長さは100m以下とすることができること。
- ウ 感知器は、規則第23条第4項の規定によるほか、次により設けることができること。
- (ア) 共用室、倉庫、機械室、電気室その他これに類する室及び直接外気に開放されていない共用部分に設けること。
 - (イ) 規則第23条第5項の規定により煙感知器を設けなければならない場所には、差動式スポット型若しくは補償式スポット型の感知器のうち一種若しくは二種のもの、定温式スポット型感知器のうち特種のもの（公称作動温度が75℃以下のもの）又はこれらの種別を有するものを設けることで足りるものであること。
 - (ウ) 廊下又は通路に設置する熱感知器は、歩行距離15mにつき1個以上の個数を火災を有効に感知するように設けること。
 - (エ) 階段又は傾斜路に設置する感知器は、各階ごとに1個以上の個数を火災を有効に感知するように設けること。
- ただし、煙感知器を設ける場合にあつては、7階までごとに1個以上の個数とすることができる。
- エ 地区音響装置は、規則第24条第5号イ、ハ、ニ及びヘの規定にかかわらず、次により設けることができること。
- (ア) 住戸用自火報の音響装置と兼用する場合にあつては、当該音響装置の音圧は、取り付けられた音響装置の中心から1m離れた位置で70dB以上とすることができること。
 - (イ) 鳴動方式は、一斉鳴動方式又は次の鳴

動方式とすることができること。

- a 階段室型共同住宅等にあつては、1の階段室等に主たる出入口が面している住戸等及び当該階段室等を1ブロックとし、当該ブロック内の感知器又は発信機の作動と連動して、当該ブロック内で鳴動するものであること。
 - b 廊下型共同住宅等にあつては、5階までごとの住戸等及び共用部分を1ブロックとし、当該ブロック内の感知器又は発信機の作動と連動して、当該ブロック内及びその直上ブロック内で鳴動するものであること。
- (ウ) 設置間隔は、次によることができること。
- a 階段室型共同住宅等にあつては、それぞれの階段室等の2階ごとに1以上の地区音響装置を設けること。
 - b 廊下型共同住宅等にあつては、各階ごとに、その階の各部分から1の地区音響装置までの水平距離が25m以下となるように設けること。
 - c 地区音響装置を各住戸の住戸用自火報の音響装置と兼用する場合は、当該住戸及びそれらの住戸の主たる出入口が面する共用部分については、a及びbによらないことができること。
- (エ) 地区音響装置は、住棟受信機から鳴動させることで足りること。

附 則

- (1) この基準は、昭和61年12月5日から運用されたこと。
- (2) 49号通知の適用を受けた現に存する共同住宅等の複数の住戸を1の住戸に改築する場合、当該住戸に第3、1(6)の規定により住戸用自火報を設けたときは、引き続き49号通知に基づく消防用設備等の特例を認めて差し支えないこと。
- (3) この基準を適用しない共同住宅等については、従前どおり、49号通知及び190号通知により消防用設備等の特例を認めて差し支えないこと。この場合、49号通知及び190号通知の一部を次のように改正すること。
 - ア 49号通知の一部を次のように改正すること。
 - 第1、4(2)中キを削り、同クをキとする。

イ 190号通知の一部を次のように改正すること。

第4、3中(1)を次のように改め、(2)及び(3)を削り、(4)を(2)とすること。

(1) 警戒区域の階、面積及び一辺の長さは、令第21条第2項第1号及び第2号の規定にかかわらず、次によることができること。

ア メゾネット型住戸等の階数は1とみなすことができること。

イ 警戒区域の面積は、1,500㎡以下とすることができること。

ウ 階段室型共同住宅等にあつては、1の階段室等に主たる出入口が面している住戸等及び当該階段室等を単位として、5階以下ごとを1の警戒区域とすることができること。

エ 廊下型共同住宅等にあつては、警戒区域の一辺の長さは100m以下とすることができること。

第4中4を削る。

第4、5(2)中「又はK-1型火災表示器の点検用押ボタンの操作」を削り、同(3)を削り、同(4)を(3)とし、同(5)を(4)とし、同5を4とすること。

第4、6中柱書きを「配線は規則第24条第1

号の規定によること。」とし、(1)及び(2)を削る。

第4、7中「又はK型火災警報器」を削り、同7を5とすること。

(4) 49号通知対象の共同住宅等に本基準第3、1(5)

①に該当する光庭が設けられている場合には、当該光庭に面する開口部等は、昭和54年10月23日付け消防予第201号「消防法、同施行令及び同施行規則に関する執務資料について」別添の質疑4にかかわらず、本基準第3、1(5)の規定によること。この規定中、開口部に設けられる防火戸をはめ殺しのものとする必要がない場合は、当該光庭に面するすべての住戸が49号通知第1、1(1)イの「2方向避難・開放型住戸等」であり、かつ、当該光庭に面するすべての住戸に本基準第3、1(6)の規定による住戸用自火報が設けられている場合に限るものであること。

(5) この基準を適用しない共同住宅等(49号通知対象の共同住宅等を含む。)に自動火災報知設備を設ける場合は、10階以下の部分を含め、住戸用自火報及び令第21条第1項の規定に基づく自動火災報知設備を本基準第3、1(6)及び2(4)②の規定に準じて設置することができること。

消防用機械器具等の改訂型式失効一覧再版刊行

型式承認が失効された消防用機械器具等を種別、メーカー別にすべて網らし、その特例期間をわかりやすく解説。また参考として型式失効に関する法令と通達を掲載、刊行しました。

消防用設備等の点検業務従事者の実務書、その他参考資料としてご利用ください。

○ 頒布価格 1冊 1,200円(送料別)

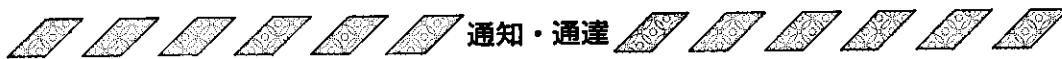
(書籍小包でお送りする場合の送料は、1冊300円)

○ 申込書 各都道府県消防設備保守協会又は日本フェスクサービス㈱まで。

日本フェスクサービス株式会社

〒105 東京都港区虎ノ門二丁目9番16号日本消防会館7階

☎ 03-591-8121 郵便振替・東京1-94160



◎ 消防防災システムのインテリジェント化の推進について（通知）

〔昭和61年12月5日 消防予第171号〕
〔各都道府県知事あて 消防庁次長〕

近年、建築物が大規模化、高層化・深層化、複雑化し、火災等の災害が発生した場合についての対応も、高度化、複雑化する傾向にあり、これらに適切に対応するため、より高度化された消防防災システムの整備が要請されているところである。

こうした状況に鑑み、当庁では、今般、別添のとおり「消防防災システムのインテリジェント化推進要綱」を定め、今後この要綱ののっとり、消防防災システムのインテリジェント化に係る施策を積極的に推進することとした。

については、貴職におかれてもこのような趣旨を十分踏まえ、要綱の運用に当たり格別の御努力を頂くとともに、貴管下市町村に対しこの旨示達され、よろしく御指導願いたい。

別 添

消防防災システムのインテリジェント化推進要綱

1 趣旨

建築物の大規模化、高層化、複雑化に伴い、火災等の災害が発生した場合の対応がますます高度化、複雑化する傾向にあり、これに適切に対応できるより高度な消防防災システムの整備が要請されていることを踏まえ、こうした建築物においては、最新のエレクトロニクス技術等を活用し、建築物、一般設備及び防災設備に係るハード面並びにその維持管理に係るソフト面の両面から、当該建築物全体として総合的かつ有機的に機能するような消防防災システムを整備する必要がある。

このようなより高度化されたシステムを構築することを「消防防災システムのインテリジェント化」と称することとし、これを積極的に推進する。

2 消防防災システムのインテリジェント化推進の方策

(1) 消防防災システム評価制度

個々の建築物において、現行の消防法令では予想していない新たな設備又は設置方法を用いて、消防法令で規定する水準以上の性能を有する高度な消防防災システムを整備しようとする場合には、財団法人消防設備安全センターに設置された消防防災システム評価委員会（以下「評価委員会」という。）においてその機能の優良性を評価することとする。

なお、評価委員会には当該建築物を管轄する消防機関を代表する者の参加を求めるとし、評価委員会による評価を受けた優良な消防防災システムについては、当該消防機関の消防長又は消防署長が消防法施行令第32条の特例規定を適用することにより積極的にその整備を認めていくこととする。

(2) 特定の建築物における消防防災システムのインテリジェント化指導

超高層建築物、地下街等その消防防災システムのインテリジェント化を進める必要性が高いと認められる建築物にあっては、(1)の評価制度を積極的に活用し、当該評価を受けた優良な消防防災システムの整備を消防機関を通じて指導するものとする。

(3) 優良消防防災システムに係る消防庁長官表彰制度

消防庁長官は、評価委員会で評価したものの中から、インテリジェント化の進展の観点からみて特に優れた消防防災システムについて、年度ごとに表彰するものとする。

(4) インテリジェント化推進のための技術開発ガイドライン

昭和59年度から3ヶ年かけて行われた大規模建築物における総合防災システムに係る調査研究の成果を踏まえ、今後の消防防災システムのインテリジェント化推進に資するための技術開発ガイドラインを作成し、これを公表するものとする。

3 消防防災システムのインテリジェント化推進に当たってのその他の措置

(1) 検定との関係

個々の建築物における消防防災システムが、評価委員会においてその機能の優良性が評価された場合においては、当該消防防災システムに用いられる機器で現行制度上規格が定まっていないものについては、消防法に基づく検定を受ける必要がないものとする。

(2) 設置及び維持管理の方法

個々の建築物の消防防災システムに用いられる機器でその設置及び維持管理について現行の消防法令によりがたいものについては、評価委員会において評価を受けた設置及び維持管理方法により、当該機器に精通した者がその設置工事及び点検等を行うべきものとする。

(3) 一般設備との兼用

個々の建築物における消防防災システムの評価にあたり、防災のための設備と防災以外の一般設備との兼用が図られ、それが当該消防防災システムの優良な機能を確保する上で有効であると認める場合においては、積極的にその活用を認めていくこととする。

◎ 特定違反対象物に関する調査結果について（通知）

〔昭和61年12月8日 消防予第172号〕
〔各都道府県消防主管部長あて 消防庁予防救急課違反処理指導官〕

昭和61年9月30日現在における特定違反対象物に関する調査結果を別添表のとおりとりまとめたので執務上の参考とされたい。

なお、特定違反対象物に係る改善状況は別添参考のとおり、昭和58年12月31日以降着実な進捗が見受けられるところであるが、いまだ違反が是正されない対象物については、さらに一層の是正指導に努め、必要と判断される場合には、時機を失することなく違反処理を推進するよう貴管下消防機関に対する指導方について特段のご配慮をお願いする。

表1 消防用設備等の違反状況調査表

設備名 用途	スプリンクラー設備					屋内消火栓設備					自動火災報知設備				
	違反対象物の規模別の内訳(㎡)					違反対象物の規模別の内訳(㎡)					違反対象物の規模別の内訳(㎡)				
	設置義務数	1,500-3,000	3,000-6,000	6,000-	計	設置義務数	1,500-3,000	3,000-6,000	6,000-	計	設置義務数	1,500-3,000	3,000-6,000	6,000-	計
劇場等	257	—	2	4	6	1,194	4	4	1	9	1,260	3	1	—	4
公会堂等	309	—	—	2	2	2,835	12	—	—	12	3,043	1	—	—	1
キャパレー等	5	—	—	—	—	43	—	—	—	—	46	—	—	—	—
遊技場等	277	—	1	—	1	660	3	1	—	4	812	—	—	—	—
料理店等	3	—	—	—	—	166	4	—	—	4	214	4	—	—	4
飲食店	36	—	—	—	—	438	7	—	—	7	680	2	—	—	2
百貨店等	2,261	2	6	2	10	6,142	82	4	1	87	7,813	15	2	—	17
旅館等	743	—	—	2	2	8,380	58	7	1	64	9,822	4	2	1	7
病院等	1,283	1	1	10	12	7,052	6	3	—	9	8,382	—	—	—	—
児童福祉施設等	42	—	2	—	2	1,892	3	—	—	3	3,115	—	1	—	1
幼稚園等	21	—	—	—	—	836	—	—	—	—	1,143	1	—	—	1

通知・通達

蒸気浴場等	5	—	—	—	86	—	—	—	75	—	—	—	
特定複合用途	2,976	2	12	12	26,12,083	30	7	2	39,19,241	16	4	1	21
地下街	55	—	—	—	35	—	—	—	47	—	—	—	—
準地下街	6	1	—	—	2	—	—	—	6	—	—	—	—
高層	2,011	—	—	—	4,001	—	—	—	4,413	—	—	—	—
計	10,290	6	24	32	62,45,845	207	26	5	238,60,112	46	10	2	58

表2 特定違反対象物数調査表

用途	延べ面積 (m ²)			
	1,500 ~3,000	3,000 ~6,000	6,000~	計
劇場等	4	6	5	15
公会堂等	14	—	2	16
キャバレー等	1	—	—	1
遊技場等	2	2	—	4
料理店等	4	—	—	4
飲食店	7	—	—	7
百貨店等	83	10	2	95
旅館等	58	5	6	69
病院等	7	5	8	20
児童福祉施設等	3	1	—	4
幼稚園等	1	—	—	—
蒸気浴場等	—	—	—	—
特定複合用途	39	21	12	72
地下街	—	—	—	—
準地下街	1	—	—	1
高層	—	—	—	—
計	224	50	35	309

参考

特定違反対象物改善状況推移

区分	特定違反対象物に係る 設備毎の違反状況			特定 違反 対象 物 数	改善状況の 推移 (%)
	スプリンク ラー違反	屋内消火栓 設備違反	自動火災報 知設備違反		
58年12月31日	277	881	338	1,296	—
60年1月31日	174	564	157	762	41.2
60年9月30日	110	367	95	486	62.5
61年3月31日	71	293	72	372	71.3
61年9月30日	62	238	58	309	76.2

◎ 消防法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）

〔昭和61年12月10日 消防予第173号〕
〔各都道府県知事あて 消防庁次長〕

消防法施行令の一部を改正する政令（昭和61年政令第369号）及び消防法施行規則の一部を改正する省令（昭和61年自治省令第28号）が昭和61年12月9日に公布された。

今回の改正は、最近における社会経済環境に対応し、防火管理に関する講習を甲種防火管理講習及び乙種防火管理講習に区分するとともに、共同防火管理を要する防火対象物の範囲について見直しを行い、あわせて非常コンセント設備の設置及び維持に係る技術上の基準の合理化を図るものであり、非常コンセント設備に関する部分は公布の日から、その他の部分は昭和62年4月1日から施行することとされている。

貴職におかれては、下記事項に留意され、その運用に遺憾のないよう配慮されるとともに、貴管下市町村に対してもこの旨示達され、よろしくご指導願いたい。

なお、防火管理に関する部分については、この政令改正に伴い、別途消防法施行規則の改正を行い、その概要とともに、おって通知する予定であるので、念のため申し添える。

記

- 1 消防機関の保有する照明器具、破壊器具等の消防用資機材の実態に鑑み、非常コンセント設備の設置及び維持に係る技術上の基準について、3相交流200ボルトで30アンペア以上の電気を供給できるものであることを要しないこととされたこと。（政令第29条の2関係）
- 2 非常コンセントは、日本工業規格C8303の接地形二極コンセントのうち定格が15アンペア125ボルトのものに適合するプラグ受けを有するものであること。（省令第31条の2関係）
- 3 非常コンセント設備の設置及び維持に係る技術上の基準の運用にあたっては、今後とも消防活動上の要請を十分踏まえ、防火対象物の実情に応じ適切な指導に努められたいこと。
- 4 この改正は、公布の日から施行することとされたこと。（附則関係）

◎ 消火設備及び避難器具の評定について

〔昭和61年12月20日 消防予第163号〕
〔各都道府県消防主管部長あて 消防庁予防救急課長〕

昭和57年11月30日付け消防予第243号「消防防災用設備等の性能評定について」に基づき、この度、別添1から10までのものが性能評定された旨、財団法人日本消防設備安全センターより報告があったので通知する。

については、貴管下市町村にも示達の上、執務上の参考とされたい。

消火設備及び避難器具の性能評定

型式番号	申請者名	種別	型式記号	別添番号
評60-009号	メガジョン株式会社	管継手	MJ-G	1
評61-005号	株式会社リケン	管継手	トップアウトレットT・T-1	2
評61-009号	株式会社新潟鉄工所	バタフライ弁	12型	3
評61-010号	株式会社リケン	可動式管継手	トップジョイント	4
評61-011号	ニッタン電子株式会社	容器弁開放器	NDX-1	5
評61-012号	深田工業株式会社	容器弁開放器	RO-2	6
評61-013号	日本ヴィクトリック株式会社	可動式管継手	ヴィクトリックジョイント S-1型	7